

よくあるご質問

1 「まん延防止等重点措置」及び「県独自対策」について

Q 現在の、「まん延防止等重点措置」と「県独自対策」の区域と期間を教えてください。

○ 現在、福島県においては、以下のとおりとなっています。

【まん延防止等重点措置】

対象区域	期間
いわき市全域	令和3年8月 8日(日)～令和3年9月12日(日)
郡山市全域	令和3年8月23日(月)～令和3年9月12日(日)
福島市全域	令和3年8月26日(木)～令和3年9月12日(日)

【県独自対策】

対象区域	期間
県全域（上記3市の重点措置期間を除く）	令和3年8月 8日(日)～令和3年9月12日(日)

Q 「まん延防止等重点措置」と「独自対策」ではどのような要請がされているか？

○ 「まん延防止等重点措置」及び「県独自対策」では、主に以下のような要請を行っていますので、ご協力をお願いします。

要請対象		まん延防止等重点措置	県独自対策（左記以外の地域）
要請対象	県民の皆様へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策の徹底 ○感染リスクの高い行動を控える ○夜8時以降の飲食店等への出入りを控える ○混雑した場所等への外出を厳に控える 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策の徹底 ○感染リスクの高い行動を控える
	飲食店等の皆様へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> （全ての飲食店等） ○感染防止対策の徹底 ○営業時間の短縮（営業時間：午前5時～午後8時まで） ○酒類の提供自粛（終日） ○カラオケ設備の利用自粛（終日） ※飲食を主な業としている店舗 	<ul style="list-style-type: none"> （酒類提供・接待を伴う飲食店等） ○感染防止対策の徹底 ○営業時間の短縮（営業時間：午前5時～午後8時まで） ○酒類の提供制限（提供時間：午前11時～午後7時まで）

要請の対象	集客施設の皆様へのお願い	(延床面積 1,000 m ² 超) ○感染防止対策の徹底 ○営業時間の短縮 (営業時間:午前 5 時～午後 8 時まで) ※延床面積 1,000 m ² 以下の施設においても、御協力をお願いします。	
	イベント等を主催する事業者の皆様へのお願い	○開催の際の感染防止対策の徹底 ○開催基準に基づく開催 (上限 5,000 人。開催時間は午後 9 時まで)	○開催の際の感染防止対策の徹底 ○開催基準に基づく開催 (上限 5,000 人。開催時間は午後 9 時まで)
	全事業者の皆様へのお願い	○職場内の感染防止対策の徹底 ○オンライン会議等による、人々との接触機会の低減 ○できる限り、出勤者の 7 割削減に努める	○職場内の感染防止対策の徹底 ○オンライン会議等による、人々との接触機会の低減 ○できる限り、出勤者の 7 割削減に努める

2 飲食店等の営業時間短縮の要請関係

Q まん延防止等重点措置の区域において、通常営業が午後 8 時までの飲食店等(酒類提供あり)の場合、酒類を提供してもよいか。

○ 通常営業が午後 8 時までのため、営業時間短縮の要請の対象とはなりません、「まん延防止等重点措置」では、酒類の提供は終日自粛となりますので、ご協力をお願いします。

※なお、「県独自対策」では、酒類の提供は、午前 11 時～午後 7 時までとしておりますので、ご協力をお願いします。

Q まん延防止等重点措置の区域において、通常営業は午後 8 時までの飲食店等(酒類の提供あり)だが、予約が入った場合のみであれば、午後 8 時以降も営業してもよいか。

○ 予約があった場合のみでも、午後 8 時以降の営業自粛にご協力をお願いします。

Q 飲食店等に利用者が酒類を持ち込む場合は、営業時間短縮の要請の対象になるか。

- 営業時間短縮の要請、酒類提供の自粛要請(あるいは19時までの制限)の対象となりますので、ご協力をお願いします。

Q 飲食店等における酒類のテイクアウトは自粛要請の対象となるか。
(飲食店許可、酒類販売許可があることが前提)

- 利用者が酒類を持ち帰るのか、その場で消費するのにかによります。
- 例えば、
 - ・酒類を紙コップ等に入れて販売する場合は、その場ですぐに消費することが想定されるため、自粛要請の対象となります。
 - ・缶ビール等を販売した場合で、持ち帰って飲むことが想定される場合は、自粛要請の対象にはなりません。
- なお、自粛要請の対象にならない場合であっても、販売する場合は、路上や屋外での飲酒につながらないように、利用者への注意喚起をお願いします。

3 集客施設への営業時間短縮等の要請関係

Q 営業時間短縮要請の対象となる施設は。

- HPに掲載しております「協力要請の対象となる施設例」(飲食店等以外)をご覧ください。

Q 施設の床面積の考え方(延床面積1,000㎡超の算定)、施設の使用制限の考え方について聞きたい。

- 施設の延床面積は、施設の敷地に存在する建築物の床面積であり、建築物が存在しない土地や工作物の面積は含めません。
- 施設の使用制限は、施設内の建築物の使用のみを制限対象とするのではなく、敷地内

の土地や工作物、設備等についても制限の対象とします。

例えば、ゴルフ場の場合は、以下のように考えます。

- ・クラブハウスは床面積に含めて計算するが、コースの面積は含めません。
- ・この場合、クラブハウスだけではなく、コースの使用についても、要請の対象となります。

例2：ショッピングモール等の場合は、以下のように考えます。

- ・同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているショッピングモール等は、全ての建築物の床面積を合計し、ひとつの施設として考えます。
- ・この場合、ショッピングモール全体が要請の対象となりますが、このうち、生活必需品や生活必需サービスを提供するテナントは要請の対象はなりません。

例3：ホテル・旅館を集会の用に供する場合は、以下のように考えます。

- ・集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を合計します。
※集会・宴会場の他、ロビー、移動通路、控室、フロント、調理場、事務スペース等は含めます。
※客室、大浴場、テナント店等は含めません。
- ・この場合、集会・宴会の用に供する部分のみが要請の対象となります。

Q 集客施設への営業時間短縮の要請について、午後8時までに閉店案内を流せばよいか。

- 午後8時までに、利用者に購入済み商品を手渡し、かつ、午後8時までに退店の案内・誘導を開始できるよう、ご協力をお願いします。

Q 閉店後の片づけ等は、午後8時以降となってもかまわないか。

- 営業としての役務提供に係る行為以外については、午後8時以降でもかまいません。
(例：在庫や売上げの確認、商品の整理、施設の清掃など)

Q ライブハウス等における無観客でのオンライン配信は要請の対象となるか。

- 無観客でのオンライン配信は、営業時間短縮等の要請の対象とはなりません。

Q 大規模商業施設における入場者の整理・誘導等とは、どのような対策を実施すればよいか。

- A ○ 基本的な感染防止対策のほか、入場者の整理・誘導、入場者の人数管理・制限等により、入場者が密集しないよう対策をお願いします。
- 国の事務連絡によると、以下のような例が示されています。(8/17 付国事務連絡)

(施設全体での措置)

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者等を計測し、人数管理を行う。
- ・ 出入口の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う。

(売り場別の措置)

- ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う。
- ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う。
- ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する。など

- なお、対策の例示（国の事務連絡で示されている上記例示）を県のHPに掲載しています。